

## 無効又は失格となる入札について

令和元年9月27日更新

二本松市工事等競争入札心得（以下「入札心得」という。）第8条の規定に該当する場合のほか、入札公告又は指名通知（以下「入札公告等」という。）であらかじめ指定した事項、各様式記載例で指定している事項に違反した入札は、その理由に関らず無効又は失格となりますのでご注意ください。

つきましては、入札に参加する前に入札心得、入札公告等及び各様式記載例の入札無効に係る事項を確認してください。

下記に、入札無効又は失格となる主な事例を列挙しましたので参考にしてください。

### ■制限付一般競争入札及び指名競争入札共通

#### 第1 無効となる入札

##### 1 入札参加資格に関するもの

- (1) 入札参加資格のない者がした入札

##### 2 入札書の提出方法に関するもの

- (2) 入札公告又は指名通知であらかじめ入札書の様式を指定している場合において、指定した様式以外の入札書を提出した場合
- (3) 入札書を郵便により提出した場合
- (4) 入札者本人以外が入札した場合（入札者本人が作成した委任状を提出した代理人による入札（以下「代理人入札」という。）の場合を除く。）
- (5) 入札公告又は指名通知に記載した所定の日時、場所に入札者本人又は代理人が出席していない場合
- (6) 代理人入札を行う場合において、委任状の確認を受けない者が入札した場合
- (7) 入札者が他の入札参加者の代理人となり入札した場合
- (8) 代理人入札における代理人が当該入札において、複数の入札参加者の代理人となり入札した場合
- (9) 代理人入札を行う場合において、次の各号のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者を代理人として選定し入札した場合
  - ① 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
  - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- ④監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤正当な理由なくして契約を履行しなかった者
- ⑥契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- ⑦①から⑥までいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (10) 同一の入札参加者が同一案件で2通以上提出した場合
- (11) 宣誓書又は見積内訳書等入札公告又は指名通知で提出を求めた書類を提出しない場合
- (12) 虚偽の入札参加資格確認書類及び技術審査書を提出した場合

### 3 入札書、見積内訳書、宣誓書及び委任状の記載に関するもの

- (13) 入札書、見積内訳書、宣誓書又は委任状の記載内容等が次のいずれかに該当する場合
  - ①記載事項の全部又は一部が鉛筆書きされている場合
  - ②商号又は名称若しくは代表者氏名のいずれかが欠けている、又は不明確な場合
  - ③記載すべき事項（工事番号、工事名及び工事場所等）の全部又は一部の記載がない入札
  - ④記載すべき事項（工事番号、工事名及び工事場所等）の記載内容が入札公告又は指名通知の表記内容と一致しない場合（誤字、脱字等が3文字以内の軽微なものであり、かつ、対象工事等の特定が明確であると入札執行者が判断した場合を除く。）
  - ⑤入札書、宣誓書及び委任状において、記載されている日付が入札公告又は指名通知に示す入札執行日の日付と異なる、又は日付の記載がない場合
  - ⑥入札書、宣誓書及び委任状において、記載すべき入札書提出先（宛先）の職名が入札公告又は指名通知に示す職名と異なる、又は入札提出先（宛先）の職名の記載がない場合
  - ⑦見積内訳書及び宣誓書において代表者印の押印がない、又は代表者印の押印が不明瞭である場合（代理人入札の場合でも代表者印を押印すること。）
- (14) 入札書の記載内容が次のいずれかに該当する場合
  - ①入札金額の頭に「¥」マークの記載がない場合
  - ②入札金額の記載がない、入札金額を訂正した、又は入札金額が判読できない場合
  - ③代理人入札において、代理人氏名と委任状に記載されている代理人の氏名が一致していない場合又は代理人氏名の記入がない場合
  - ④入札者印（代理人入札の場合は代理人印）の押印がない、又は入札者印（代理人印）の押印が不明瞭である場合
- (15) 見積内訳書の記載内容が次のいずれかに該当する場合

- ①見積内訳書の計算過程において、積算根拠が明確でない値引き又は端数処理等が記載されている場合（記載されている値引き又は端数処理等の額が千円未満である場合を除く。）
  - ②見積内訳書に記載されている積算価格と入札書の入札金額が一致していない場合
  - ③見積内訳書に記載されている内訳の内容が内訳書の意味を成さないほど非常に簡略（見積内訳書記載例の中の【入札無効と判断する事例】に該当する程度の記載しかないもの。）であると入札執行者が判断した場合
  - ④見積内訳書に記載されている入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名と入札書に記載されている住所、商号又は名称及び代表者氏名の全部又は一部が一致していない場合
- (16) 代理人入札時に提出する委任状の記載内容等が次のいずれかに該当する場合
- ①委任者（代表者）印の押印がない、又は委任者（代表者）印の印影が不明瞭な場合
  - ②受任者（代理人）印の押印がない、又は受任者（代理人）印の印影が不明瞭な場合
  - ③委任状に押印されている代理人印と入札書に押印されている代理人印が一致していない
  - ④代理人に委任する権限の記載がない、又は委任する権限が不明確な場合

#### **4 その他無効となる入札**

- (17) 談合の事実が確認された場合の入札又は談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合の入札
- (18) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の法令の規定に抵触する行為を行った者のした入札
- (19) 明らかに不正によると認められる場合
- (20) 上記(1)から(19)に掲げるもののほか、入札公告、入札心得、各様式の記載例等市があらかじめ指定した入札条件に違反した入札

#### **第2 失格となる入札**

- (1) 最低制限価格を設定した入札において、入札金額が最低制限価格を下回る入札
- (2) 失格基準価格を設定した入札において、入札金額が失格基準価格を下回る入札
- (3) 二本松市制限付一般競争入札実施要綱第3条第3項に規定する手持ち件数が同項各号の件数以上となる場合（入札公告において手持ち件数を定めている場合に限る。）
- (4) 事前に配置予定技術者の提示を求めている入札において、当該入札の配置予定現場代理人が、既に落札した工事の配置予定技術者と同一人物であるなどの理由により、市が求めている現場代理人の常駐義務を果たすことができないと認められる入

札

- (5) 事前に配置予定技術者の提示を求めている入札において、当該入札の配置予定主任技術者又は配置予定監理技術者が、建設業法で規定する技術者専任義務を果たすことができない恐れがあると入札執行者が判断した入札
- (6) 低入札価格調査における調査範囲入札者が、低入札価格調査に協力をしなかった場合又は期日まで調査資料及び入札参加資格審査書類等を提出しない場合
- (7) 低入札価格調査により、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた入札